源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

住所（所在地）		税目		本税	円
		信託の名称		重加算税	
		納期等の区分			
氏名（法人名）		徴定区分		告知額計	
		法定納期限	内訳は裏面のとおりです。	延滞税	
	様（御中）	納期限	限	（本税等の内訳は裏面のとおりです。）	

第　　号　　年　月　日

国税収納命令官
税務署長
財務事務官

（納付場所）日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

◎ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、表記の税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、東京国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

◎ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

◎ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

◎ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

◎ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当裁裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

◎ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

（1）審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

（2）更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

（3）審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（納付書）　領収済通知書

国税収納金整理資金

税目		本税		納期等の区分	
信託の名称		重加算税			
住所（所在地）		利子税			
氏名（法人名）		延滞税			
		合計額			

納付書は、裏面の「納付書等の使い方」を確認のうえご使用ください。

00200

領収控兼払込取扱票　国庫金

税務署名	税務署
氏名（法人名）	様（御中）
税目	
納期等の区分	
合計額	円

国税収納金整理資金

整理番号

証券番号・振出人

証券受領（全額）（一部）

内証券受領　円

コンビニエンスストア用バーコード

収納代行

バーコード有効期限

領収・受託日付印

払込取扱票

氏名（法人名）	様（御中）
税務署名	整理番号
税目	
納期等の区分	
合計額	円

受託日付印

領収証書兼払込金受領証　国庫金

氏名（法人名）	様（御中）
税目	
納期等の区分	
本税	円
重加算税	
加算税	
利子税	
延滞税	
合計額	円

税務署名　税務署

国税収納金整理資金

整理番号

収納代行

証券受領（全額）（一部）

内証券　円

領収・受託日付印

※領収・受託日付印が押されているかお確かめください。

整理番号	納期等の区分及び納付すべき税額の内訳						枚目（金　枚）
納期等の区分		納付年月日	法定納期限	本税	不納付加算税等		延滞税
所得種類	年月分				区分	税額	
				円		円	円

○ 本税欄のかっこ書の金額は，不納付加算税等及び延滞税の計算基礎額を示したものですから、納付を要しません。　○ 不納付加算税等欄の区分欄の「重」は，重加算税を示します。
○ 原則として，不納付加算税は本税額の５％（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が、調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものでないとき）又は１０％、重加算税は本税額の３５％となります（国税通則法第６７条、第６８条、第１１８条、第１１９条）。

納付書等の使い方

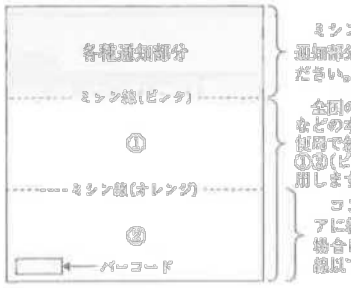

ミシン線に沿って各種通知部分を切り離してください。

全国の銀行、信用金庫などの本店又は支店、郵便局で納付する場合は、①②（ピンク線以下）を使用します。

コンビニエンスストアに納付の委託を行う場合は、②（オレンジ線以下）を使用します。

納付場所

○ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））
※ 全国の銀行、信用金庫などの本店又は支店、郵便局で納付できます。
○ 所轄の税務署
○ 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、有効期限までの間右記のコンビニエンスストアに納付を委託できます。
（バーコードが読み取れない場合は、納付を委託できません。）

※ 納税証明書が必要な方へ
コンビニエンスストアに納付を委託した場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるのは、納付を委託してから約３週間後となりますのでご注意ください。

コンビニエンスストア

エブリワン
くらしハウス
ココストア
コミュニティ・ストア
サークルＫ
サンクス
スリーエイト
スリーエフ
セーブオン
生活彩家
セイコーマート
セブン－イレブン
デイリーヤマザキ
ナチュラルローソン
ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー
ローソン
ローソンストア100
ローソンマート

※ コンビニエンスストアでは、納付金額が30万円以下の国税について、現金でのみ納付を委託できます。

延滞税の計算方法

（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

○ 延滞税の割合（注）は、年7.3%（納期限の翌日から２月を経過した日以後は年14.6%）となります。
（注）平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになります。

1　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
・ 納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」
・ 納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6%」

2　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合
・ 納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合（※）＋１％」のいずれか低い割合
・ 納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合（※）＋7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

※ 納付手続や延滞税の計算方法等の詳細については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

27.10　YP

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1　使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」（FCC3P1A～1L，FCC3P2A～2L，FCC3P3A～3L，FCC3P4A～4L，FCC3P5A～5L,FCG5PC2）（以下「通知書」という。）は、①国税通則法第36条第1項第２号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第３項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2　出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」（FCG5PA1）（以下「本税徴収決議書」という。）又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」（FCC3PA2）（ 以下「加算税賦課決定決議書」という。）（以下これらを「決議書」という。）により決裁を受けたものを対象として出力する。

3　出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4　出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1)　本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

（注）　本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2)　加算税賦課決定決議書

決議番号

（注）　加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5　出力要領

(1)　出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。

(2)　主な出力項目の内容

イ　通知書（共通部分）

項　　目	内　　容
標　　題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」（アスタリスク）を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」（アスタリスク）を印字して抹消する。
住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。この場合、住所（所在地）又は氏名（法人名）が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）：上段部分（通知書）　漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分（領収済通知書）　漢字50文字、半角カナ100文字 氏名（法人名）：上段部分（通知書）　漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分（領収済通知書）　漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字43文字、半角カナ 86文字

項　　目	内　　容
	下段部分（払込取扱票）　漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字43文字、半角カナ86文字 ※　法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税　　目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信託の名称	何も印字しない。
納期等の区分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する。
徴定区分	「告知」（34）を印字する。
法定納期限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納期限	国税通則法施行令第８条第１項の規定による納期限を印字する。
本　　税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（　）書の金額）は印字しない。
重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告知額計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内訳説明及び補完表示	（本税等の内訳は裏面のとおりです。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「＊」（アスタリスク）を印字する。
主　　文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。
①　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第２項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
②　期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付）	◎　貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ◎　上記のとおり納付してください。
③　本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合	◎　今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。

項　　目		内　　容
	④　本税の納税の告知をする場合（加算税の賦課決定なし）	◎　本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑤　重加算税の賦課決定がある場合	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑥　本税の納税の告知をする場合（重加算税の賦課決定のみ）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑦　重加算税及び不納付加算税を賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑧　重加算税のみを賦課決定する場合（調査自主）	◎　上記のとおり、重加算税の納付すべき税額を決定し、徴収します。 加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
	⑨　本税の納税の告知と調査自主納付が混在する場合（不納付加算税のみ）	◎　本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。 このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第１項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ◎　上記のとおり納付してください。
第　　号		本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
年　月　日		「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官		通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官　　印		税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について		納付場所及び教示文を印字する。

ロ　領収済通知書

項　　目	内　　容
年　　度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 （注）税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整理番号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合計額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

ハ　領収控兼払込取扱票等

項　　目	内　　容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収納代行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ　通知書裏面

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">整理番号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納期等の区分</td><td>所得種類</td><td>所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>所得種類</th><th>名　称</th><th>所得種類</th></tr>
<tr><td>給　与</td><td>俸給・給料等</td><td>匿名組合</td><td>匿名組合契約</td></tr>
<tr><td>退　職</td><td>退職手当等</td><td>配　当</td><td>配当等</td></tr>
<tr><td>報　酬</td><td>報酬・料金等</td><td>定期積金</td><td>定期積金等</td></tr>
<tr><td>公的年金</td><td>公的年金等</td><td>懸賞金等</td><td>懸賞金等</td></tr>
<tr><td>生命保険</td><td>生命・損害保険契約等</td><td>上場株式</td><td>上場株式等</td></tr>
<tr><td>非居住者</td><td>非居住者・外国法人</td><td>償還差益</td><td>償還差益</td></tr>
<tr><td>利　子</td><td>利子等</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>年月分</td><td>支払年月を印字する</td></tr>
<tr><td colspan="2">納付年月日</td><td>法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。
（注）　本税徴収のときは印字しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">法定納期限</td><td>「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本税</td><td>本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。
なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（　　）書きで印字する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不納付加算税等</td><td>区分</td><td>重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。</td></tr>
<tr><td>税額</td><td>「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき５％（期限後自主納付）、10％（非違分）又は35％（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">延滞税</td><td>次の算式により計算した金額を印字する。
$\frac{\text{本税額（万円未満の端数切り捨て）} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間（日数）}}{365} = \text{延滞税額}$
（注）１　期間（日数）は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間（日数）（不納付加算税に係るものは１年を限度とする。）である。
２　本税徴収を行う場合は印字しない。
３　延滞税の割合は、年7.3％（納期限の翌日から２月を経過した日以後は14.6％）となる。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
	ただし、平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１月１日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 (1)　平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋４％」 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」 (2)　平成26年１月１日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ　納期限の翌日から２月を経過する日まで……年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合 ロ　納期限の翌日から２月を経過した日以後……年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合 （注）　特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいう。 ４　延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６　記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、○○国税局の職員の調査に基づいて行いました。」と記載する。

７　留意事項

○　処分の理由書の作成

主文の項目のうち③～⑨については、別途ＯＡシステムにより処分の理由書（納税の告知、重加算税、不納付加算税の理由を記載した書面）を作成することに留意する。